

監査公表第 11 号（平成 26 年 5 月 23 日、県公報第 3596 号登載）
平成 25 年 9 月 3 日から平成 25 年 10 月 30 日実施
随時監査（2 次分）結果に基づく措置通知（平成 25 年度）

監査公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した知事部局及び教育委員会の出先機関並びに警察本部関係機関 34 か所について実施した随時監査結果の報告（平成 26 年 3 月 27 日 25 監総第 958 号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 26 年 5 月 23 日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

26教財第34号
平成26年4月21日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 田 中 正 勝 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成26年3月27日25監総第958号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	タクシーの借上げに係る契約が締結されていなかった。	再発防止策として、契約に関する職員相互のチェック体制を強化し、契約書作成漏れが起こらないよう適正な事務処理に努める。

福 警 会 第 5 1 0 号
平成 2 6 年 4 月 2 4 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 田 中 正 勝 殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 2 6 年 3 月 2 7 日 2 5 監総第 9 5 8 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	県外出張において、指定された宿泊施設の室料を、実費ではなく定額で計算したため、支給過となっていた。	支給過については、速やかに返納手続を行った。今後は、法令等に従った適正な事務処理を行い、再発防止に努める。